

# 白山市優良建設工事施工業者表彰要綱

平成20年3月14日

告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注した建設工事において、その施工及び技術力が優秀であり、他の模範とするにふさわしい施工をした建設業者（以下「施工業者」という。）を表彰することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 施工業者 市が発注した建設工事を直接請け負い施工し、かつ、市内に本店又は支店（常時建設工事の請負契約を締結する事務所を含む。）を置く者をいう。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、優良建設工事施工業者表彰及び特別表彰とする。

(優良建設工事施工業者表彰の対象)

第4条 優良建設工事施工業者表彰の対象は、表彰を行う年度の前年度に完成した請負金額が250万円以上の建設工事のうち、工事成績の評定点が80点以上、かつ、次のいずれかに該当する施工業者とする。ただし、1施工業者に対し1建設工事とする。

- (1) 工期を尊重し、かつ、施工の方法、技術及び仕上がり等の出来形が優良である者
- (2) 前号に該当する者で、前年度完成工事における平均完成工事成績の優れている者
- (3) 施工上、困難な条件を克服して工期内完成を図った者
- (4) 被害発生防止及び住民に対する配慮等を適切に行った者
- (5) 工事の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請負わせていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施工業者は、対象としない。

(1) 表彰を行う年度の前年度から表彰する日の前日までに、白山市建設工事請負業者の指名停止に関する要綱（平成17年白山市告示第33号）の規定により指名停止を受け、又は建設業法の規定により監督処分を受けた者

(2) 表彰を行う年度の前年度に完成した建設工事の工事成績の評定点に65点未満の工事がある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、表彰を行うことが不相当と認められる者  
（特別表彰の対象）

第5条 特別表彰の対象は、優良建設工事施工業者表彰を5年間連続して受けることとなった施工業者とする。

（審査委員会）

第6条 優良建設工事施工業者表彰の被表彰者を審査するため、白山市優良建設工事施工業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の組織及び運営については、白山市工事請負等業者選考委員会規程（平成17年白山市告示第28号）第3条から第6条までの規定を準用する。

（資料の提出等）

第7条 総務部監理課長（以下「監理課長」という。）は、優良建設工事施工業者表彰の対象となる建設業者があるときは、優良建設工事施工業者調書（別記様式）を作成し、審査委員会に提出するものとする。

2 監理課長は、特別表彰の対象となる建設業者があるときは、審査委員会に報告するものとする。

（被表彰者の決定）

第8条 市長は、審査委員会の審査結果に基づき、被表彰者を決定する。

（表彰）

第9条 表彰は、毎年1回表彰状を授与して行う。

（その他）

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月17日告示第113号の4）

この告示は、平成21年4月20日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第118号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

